

令和7年3月12日
株式会社 但馬銀行

暗号資産交換業者宛のお振込みおよび「振込規定」 の一部改定について

平素より但馬銀行をご利用いただきありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングにおける不正送金事案や、還付金詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、暗号資産交換業者へ送金される事案が多発しています。

当行では、お客さま保護および不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者へのお振込に際し、口座名義人と異なる振込依頼人名に変更してお振り込みされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

金融犯罪防止のため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお取引

自動機および個人インターネットバンキングにおける次のお取引

取引チャネル	制限対象のお取引
自動機(当行ATM、コンビニATM)	振込依頼人名を変更した暗号資産交換業者宛てのお振込
個人インターネットバンキング	

2. 振込依頼人名変更の具体例

振込可否	依頼人名変更有無	口座名義	振込依頼人名
振込可	変更なし	タジマ タロウ	タジマ タロウ
振込可	変更あり	タジマ タロウ	123タジマ タロウ
振込不可	変更あり	タジマ タロウ	タジマ ハナコ

※口座名義の前後に数字等を追加した場合は制限の対象にはなりません。

3. 「振込規定」の改定

お振込みの制限開始に伴い、「振込規定」を次のとおり改定します。

(1) 改定内容

改定前	改定後
(新 設)	<u>14. (振込取引の制限・謝絶)</u> <u>当行がマネー・ローンダリング、</u> <u>テロ資金供与、経済制裁関係法令等</u> <u>への抵触のリスクが高いと判断し</u> <u>た個別の振込については、取引の全</u> <u>部または一部を制限またはお断り</u> <u>することができるものとします。</u>

(2) 改定日

令和7年3月17日(月)

<参考：関連情報外部サイト>

- ・警察庁ウェブサイト

[「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」](#)

- ・金融庁ウェブサイト

[「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」](#)

以 上

本件に関するお問い合わせ

但馬銀行 相談ダイヤル 0120-164-230

受付時間／平日 9:00～17:00

(ただし、銀行休業日を除く)